

平成 30 年 3 月 29 日
帯 広 市

北海道内 7 空港の一括運営委託 平成 32 年に開始

～北海道全体のさらなる観光振興に向けて～

帯広市は、国、北海道、旭川市とともに、民間のノウハウを活かして北海道内 7 空港[※]の利用促進・サービス向上を図るため、平成 32 年度からとちかち帯広空港の運営を民間に委託することを目指し、事業の概要等を定めた「実施方針」を策定しました。

※国管理空港（新千歳、稚内、釧路、函館）、特定地方管理空港（旭川、帯広）、地方管理空港（女満別）

北海道内 7 空港の一括運営委託は、北海道内 7 空港を一体として運営の民間委託を行うこれまでにない取組みです。

1. 実施方針の概要

- ・事業期間：30 年間（不可抗力等による延長含め最長 35 年間）
- ・事業範囲：空港運営等事業、ターミナルビル事業、駐車場事業 等
- ・事業方式：市は、公募により運営者を選定

運営者は、滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を一体的に実施[※]

市は、運営者を指定し、運営者は公的最大負担額の削減額を提案

※運営者は、帯広空港の運営に加え、国管理 4 空港・旭川空港・女満別空港の運営も実施

※実施方針等は、<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shoukougankoubu/kuukoujimusho/kukokeieikaikaku/>よりダウンロード可能です。

国管理 4 空港・旭川空港・女満別空港の実実施方針等は、各管理者のホームページよりダウンロード可能です。

2. 実施方針に関する合同説明会の実施

北海道内 7 空港の一括運営委託に係る実施方針に関する合同説明会を平成 30 年 4 月 5 日（木）に国土交通省、北海道、旭川市、帯広市において合同で開催いたします。合同説明会に関する詳細や申込方法等については別紙をご参照ください。

3. 実施方針に関する意見の受付

本実施方針に関し、平成 30 年 4 月 5 日（木）17:00 より 4 月 20 日（金）15:00 までの期間で意見を受け付けます。意見の提出方法等については別紙をご参照ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・平成 30 年 4 月頃 募集要項等の公表
- ・平成 31 年 7 月頃 優先交渉権者の選定
- ・平成 31 年 10 月頃 実施契約の締結
- ・平成 32 年 1 月頃 7 空港一体のビル経営開始
- ・平成 32 年 6 月頃～ 滑走路等の運営移行
 - ・平成 32 年 6 月頃：新千歳空港
 - ・平成 32 年 10 月頃：旭川空港
 - ・平成 33 年 3 月頃：稚内・釧路・函館・帯広・女満別空港

【問い合わせ先】

帯広市商工観光部空港事務所

0155-64-5320(直通) 0155-64-5349(FAX)

E-mail : airport@city.obihiro.hokkaido.jp